
プロジェクト EFRAG ESRS-40a 公開草案への対応項目 第 72 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 72 回サステナビリティ基準委員会（2026 年 8 月 31 日開催）における、審議事項(2)の EFRAG ESRS-40a 公開草案への対応について、聞かれた意見をまとめたものである。

II. 聞かれた意見

コメントの方向性に関する事務局による分析に対する意見

（事務局による分析に対する全般的な意見）

2. 事務局が示したコメントの方向性に関する分析に賛同する。「会計指令第 40a 条に従った特定の EU 域外企業向け欧州サステナビリティ報告基準（ESRS for Certain Non-EU Undertakings in Accordance with Article 40a of the Accounting Directive）（以下「ESRS-40a」という。）」の公開草案では、作成者に生じ得る二重報告の負担を軽減するための方法が提案されているが、提案が曖昧であったり、十分に具体的でなかったりする部分が多く、かえって負担を増やす結果となっているような印象を受けている。

例えば、SSBJ 基準に基づく開示のうち、インパクトに関連する部分の識別、混合アプローチの適用要件の判断、EU 関連のインパクトの識別などのために、追加の負担が生じることが想定される。また、混合アプローチを適用する場合には、EU 関連のインパクトを開示するためのプロセスを構築する必要がある。さらに、参照による組込みについても、個別の開示項目ごとに参照による組込みが可能かどうかを検討するための負担が生じ得る。

このため、提案の明確化、具体化が必要である点を伝えると同時に、SSBJ 基準に基づいて開示された内容をなるべくそのまま用いることができるように意見発信を行う必要があると考える。

3. 事務局が示したコメントの方向性に関する分析に賛同する。金融商品取引法に基づいて SSBJ 基準に基づくサステナビリティ情報の開示が要求されている企業（以下「SSBJ 基準適用企業」という。）が SSBJ 基準の適用に向けて、考え方や運用方法

を確立し切れていないと考えられる中で、SSBJ 基準と異なるコンセプトの開示基準である欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）への対応を行うことは、実務上ハードルが高いと考える。可能な限り SSBJ 基準や ISSB 基準の開示内容を活用しつつ、追加的に求められる情報や不足する情報については明確に示される形となるように、議論していくのがよいと考える。

（混合アプローチに対する意見）

4. 混合アプローチに対してエフラグ（EFRAG）が指摘する比較可能性の確保、公正な競争条件（level playing field）の確保、保証可能性及び混合アプローチの要件に対する懸念は理解できるものの、報告の対象範囲及び保証の範囲を合理的に限定できるという点では、混合アプローチは、企業負担の軽減に資する可能性のある選択肢となり得ると考えられる。このため、混合アプローチを設ける提案を支持したい。一方、有意義な識別（meaningful identification）の要件については、一貫した適用や保証対応が可能となるように、フィールドテスト等を通じて、要件の明確化や実務上のガイダンスが提供されることを期待したい。
5. 有意義な識別（meaningful identification）の要件では、企業の管理体制との整合性が要求されているが、企業が、（例えば、英国を除く）EU 関連のもののみを完全に捉えるように管理体制を構築し運用しているケースは少ないと想定される。そのため、適用要件について、どの程度の柔軟性が認められるかについて明確化されることで、企業の追加対応が軽減される可能性があると考ええる。

（EU 法令への参照に対する意見）

6. EU 域外企業が EU 法令における用語や概念を正確に理解し、それを自社の事業活動及びバリュー・チェーンに当てはめて判断した上で、さらにその前提、見積り及び限界まで説明する必要がある、それに加えて、これらの判断が将来的に保証の対象にもなり得ることを想定すると、法令解釈や保証対応を含めた難度の高い実務を伴うこととなることが想定される。このため、事務局が意見として提案しているとおり、EFRAG には、EU 域外企業が自国の法域で適用している法令又は ISSB などの国際的に広く利用される基準を出発点とし、不足する情報のみを追加的に求めるアプローチを検討してもらいたい。

(EFRAG による同等性評価に対する意見)

7. SSBJ 基準適用企業が追加で対応しなければならない項目を特定することは重要であるとする。一方、事務局による分析における EFRAG による同等性評価に関する記述については、各法域の基準設定主体はそれぞれ独立した機関であることに鑑みると、EFRAG が SSBJ 基準の同等性評価を一方的に行うかのような記述となっていることに違和感がある。EFRAG に対して、ESRS-40a が、国際基準である ISSB 基準との関係でどこがどう異なるのかを明確化し、疎明することを求めるようなコメントとしてはどうか。
8. 同等性評価に関する点は重要であり、ISSB は、各法域の制度に応じて、ISSB 基準に追加される要求事項を設けるアプローチを前提としているため、同等性評価に基づく開示結果の同等性が、会計基準よりも重要となる可能性がある点も考慮に含めるのが良いと考える。
9. 事務局の分析では、参照による組込みによる効率化の限界が指摘されているが、EFRAG による同等性評価が実現した場合、SSBJ 基準に基づく開示内容を参照することが可能となり、一定程度の効率化が達成できると考えられるが、その理解でよいか確認したい。EFRAG による SSBJ 基準を対象とした同等性評価が難しい場合でも、ISSB 基準を対象とした同等性評価が実現した場合、SSBJ 基準と ISSB 基準の比較表を介して、SSBJ 基準を対象とした同等性評価が可能になるとも考えられる。事務局として想定している手続や見解があれば確認したい。

以 上